川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和　８　年１０月２２日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市規則第８０号

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則

川崎市金銭会計規則（昭和３９年川崎市規則第３１号）の一部を次のように改正する。

別表第３中

「

横浜信用金庫 みずほ信託銀行株式会社

」

を

「

横浜信用金庫

」

に改める。

別表第４中

「

横浜信用金庫	川崎支店	川崎市幸区中幸町４丁目５１番地２
みずほ信託銀行株式会社	溝ノ口支店	川崎市高津区溝口１丁目４番１号

」

を

「

横浜信用金庫	川崎支店	川崎市幸区中幸町４丁目５１番地２

」

に改める。

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。